

○第13回松阪シティマラソン 協賛企業募集要項

松阪シティマラソン大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、第13回松阪シティマラソン（以下「シティマラソン」という。）の趣旨を理解し、協賛していただける企業を募集します。

1 協賛企業とは

協賛の申込みを行い、シティマラソンの用に供することを目的として、特別協賛並びに金銭・物品協賛（1口5,000円以上）をしていただける企業・団体です。

2 協賛企業が得られる特典

（注意事項）社名・商標又は広告の掲載等については、次の一覧表を基準とし、実行委員会の判断により表示の位置、順序を調整させていただきます。

区分	金額	特典
特別協賛	特別協賛全社	100,000円以上 ・特別協賛としてメインステージ上に市章を含む広告看板を設置します。開会式・表彰式をはじめ貴社名の露出が期待できます。（企業ロゴ等を掲示します。） ・大会プログラム（約3000部）に広告ページ（A4カラー1ページ）を掲載 ・大会の公式ホームページに社名または商標を掲載します。また、企業のホームページにリンクを貼ることができます。 ・ゴールゲートに企業ロゴ等を掲示します。 ・ゴール付近のディックフェンスに企業旗・商品PR旗等を設置できます。 ・参加者ハガキに企業名を掲載します。
	メインスポンサー	500,000円以上 特別協賛特典の他、大会ポスター並びにナンバーカード（ゼッケン）に企業ロゴ等を掲載します。開催後のニュースや記事での貴社名の露出が期待できます。【貴社ロゴ1色刷り。刷り色は黒一色です。】 ・ゴールテープに企業ロゴを掲載します。
	ドリンク・物品協賛	200,000円以上 特別協賛特典の地、給水地点、物品配布ブース等に企業宣伝用幟、幕等を設置できます。

広告協賛 【大会プログラム (約 3000 部)に広 告ページを掲載】 墨 1 色	全 枠	50,000 円	縦 23.5cm × 横 16.5cm
	2/3 枠	40,000 円	縦 15.6cm × 横 16.5cm
	1/2 枠	30,000 円	縦 11.5cm × 横 16.5cm
	1/3 枠	20,000 円	縦 7.8cm × 横 16.5cm
	1/4 枠	15,000 円	縦 5.8cm × 横 16.5cm
	1/6 枠	10,000 円	縦 7.8cm × 横 8.2cm
	1/12 枠	5,000 円	縦 3.9cm × 横 8.2cm

※広告枠のサイズは印刷等の都合により若干異なる場合があります。

3 協賛申込み方法

別紙 1「松阪シティマラソン協賛申込書」を実行委員会へ送付してください。郵送・FAXでも可能です。

4 協賛金支払い方法

実行委員会口座への振り込みとします。指定の銀行口座に振り込んでください。

《振込先》

* 第三銀行松阪市役所出張所

(口座番号) 普通 2051681

(口座名義) 松阪シティマラソン大会実行委員会 委員長 中田 雅喜

5 協賛申込み受付期間

【特別協賛】

平成 29 年 7 月 11 日から平成 29 年 8 月 10 日 (木) までとします。

【広告協賛】

平成 29 年 7 月 11 日から平成 29 年 10 月 31 日 (火) までとします。

協賛企業が得られる特典の効力は、申込みが受理された日から発生し平成 30 年 3 月 31 日をもって消滅するものとします。

6 その他

- (1) 本大会がやむをえない事情で中止になった場合でも、既に受領済みの協賛金等はお返しできませんので、ご承知おきください。
- (2) 本大会にふさわしくない企業・団体からの協賛は受理できません。協賛の可否は松阪シティマラソン大会実行委員会で審査の上、決定します。

※協賛を受理できない企業・団体の例

- ・政治性および宗教性のあるもの
- ・風俗営業法等の規制および業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 22 号）第 2 条に規定する営業に該当するまたはこれに類するもの。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する企業（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号の規定に該当するもの
- ・大会運営に支障をきたすおそれのあるもの
- ・実行委員会がふさわしくないと判断したもの

(3) 協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ、誠意をもって解決にあたります。

7 お問い合わせ先

〒515-8515 三重県松阪市殿町 1315 番地 3

松阪市教育委員会事務局 スポーツ課内

松阪シティマラソン大会実行委員会

TEL 0598-53-4402

FAX 0598-25-0133